

栃木県の 薬物依存症対策事業

栃木県保健福祉部薬務課
温泉・薬物対策担当
薬物対策推進チーム
麻薬取締員 中平 裕基



栃木県の薬物依存症対策事業

1. 再乱用防止教育事業

初犯者等で申込みをした者を対象に教育プログラムと尿検査を実施

2. 家族会事業

薬物依存症者を持つ家族を対象に必要な知識の習得や精神的支援が行える場を提供

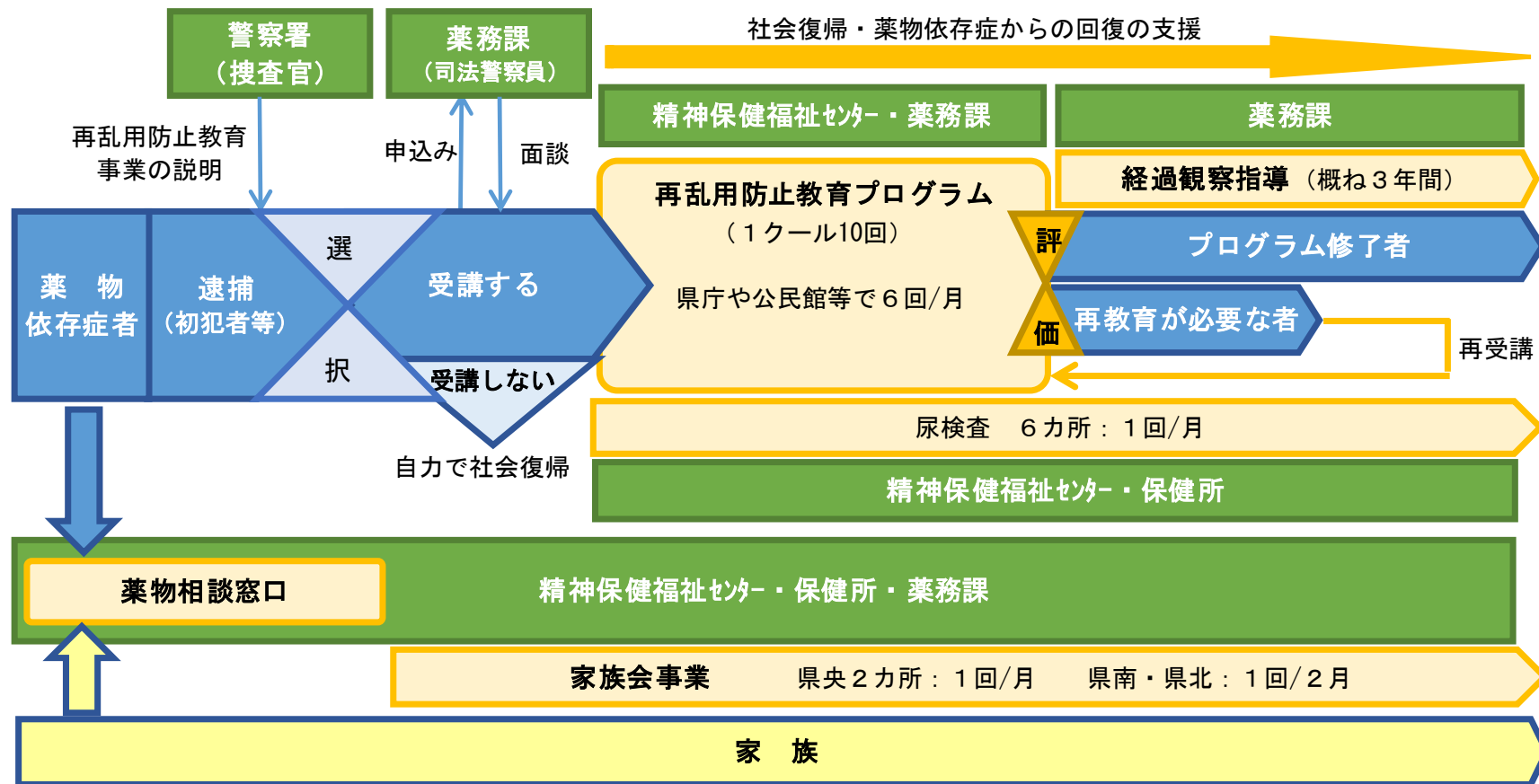
3. 相談窓口事業

薬物依存症者やその家族からの相談に対し、アドバイスや適切な機関の紹介

4. 経過観察指導事業

再乱用防止教育修了者に対し、一定期間、面談や電話等によるフォロー

薬物依存症対策事業 概略図



再乱用防止教育事業

- 平成21年度から全国に先駆けて開始した。国のモデル事業としても採択されている。
- 本事業は、覚せい剤等の薬物事犯の【初犯者】を主な対象としている。
その理由としては、初犯者のほとんどは執行猶予処分となり、薬物に関する教育を受ける機会がなく、再犯につながりやすい特徴があるためである。
- 教育内容としては、認知行動療法を用いたプログラムを10回1クールで実施し、1クールプログラムを受講した者は、専門家で構成された評価委員会にて修了判定評価を行っている。
- プログラムの実施にあわせて、プログラム受講者や修了者に対して保健所等において尿検査を実施し、陰性の証明書を交付している。⇒信頼の回復、断薬の励み

再乱用防止教育事業

【特徴】

当該プログラムの受講者のほとんどは、平日に就労している者であることから、平日の昼間以外にも、夜間や休日にもプログラムを実施し、参加しやすいように配慮している。

また、県内を3地区（県北、県央（宇都宮市）、県南）に分割し、宇都宮市に来にくい者も参加しやすいようにしている。

年間72回実施（うち、精神保健福祉センター24回、それ以外48回）

- ・ 県北地区：第1水曜日（午後7時から午後8時30分）
- ・ 県央地区：第2，4木曜日（午後1時30分から午後3時）
第2土曜日（午後1時30分から午後3時）
第3木曜日（午後7時から午後8時30分）
- ・ 県南地区：第3火曜日（午後7時から午後8時30分）

再乱用防止教育事業

【特徴】

県警本部を通じて各警察署に対し、薬物事犯の初犯者に対し、当該プログラムについて説明をしてもらえるよう依頼をしている。

プログラム受講希望者がいた場合には、各警察署から当課に連絡があり、面談を実施している。

⇒ただ場を設けて待っているだけでなく、他機関と連携し、積極的に働きかけを行っている。

※最近では、弁護士や保護司等にも当該プログラムの存在が認知されており、様々なルートから面談依頼がきている。

再乱用防止教育事業の実績

- プログラム申込者（H29年7月末）：99名
- 各年度プログラム申込者
 - H27年度：9名（県警：9名）
 - H28年度：11名（麻取：2名、県警：4名、相談：5名）
 - H29年度（7月末）：6名（県警：4名、相談：2名）
- プログラム修了者：14名
- 再犯者（H29年7月末）：8名【再犯率：8.8%】
- 退会者：23名

家族会事業

- 薬物依存症者を持つ家族に対し、認知行動療法を用いた治療・回復プログラムであるCRAFTを活用したグループミーティング等を実施し、薬物依存症の知識及び依存症者への対処方法を学習する場を提供している。
- 依存症者へのプログラムと同様に、参加者への利便性を考慮し、本年度から新たに県南地区での家族会新設、平日だけでなく土曜日にも実施するようにした。
- 県警に対しても、面会にくる薬物依存症者家族へ家族会の案内をしてもらえるよう依頼をしている。

家族会事業の実績

年間36回実施

(精神保健福祉センター24回、県北・県南健康福祉センター12回)

- 各年度家族会参加者

H27年度：78名（延べ）

H28年度：71名（延べ）

H29年度（7月末）：246名（延べ）

相談窓口事業

- 薬物依存症者又はその家族からの相談を受け、薬物依存症に対する知識の普及や再乱用防止教育事業又は家族会事業といった適切な場を紹介するなど、適切な対応を行う。
- 精神保健福祉センターや各保健所に相談窓口を常設
- 適切なアドバイスが行えるよう資質向上の研修を実施している。
 - 精神保健福祉センター主催の相談技術研修
 - 薬務課主催の3ステップ研修
- 相談件数
 - H27年度：271件
 - H28年度：311件

経過観察指導事業

- 薬物再乱用防止教育プログラムを修了した者等に対し、一定期間薬務課等による観察指導を実施している。
- 面談又は電話等により、対象者の近況を確認し、必要に応じて尿検査等も実施している。
- 観察指導頻度
 - ・ プログラム修了後 1年未満の者⇒1回/月
 - ・ プログラム修了後 1年以上2年未満の者⇒1回/6月
 - ・ プログラム修了後 2年以上3年未満の者⇒1回/年
- 経過観察対象者（H29年7月末）：7名